

# トラクタを道路で 運転する前に確認を！

## あなたの免許で運転できますか？

道路運送車両の保安基準が緩和され、ウインカー等の保安部品を規定どおり備え付けることなどを条件として、ロータリー等の農作業機を装着したトラクタや農作業機を牽引するトラクタの公道走行が可能となっています。

### ただし、農作業機を付けた状態で

長さ 4.7メートル  
幅 1.7メートル  
高さ 2.0メートル } のいずれかを超える大きさの車

又は、時速15キロメートルを超える速度が出る車

※ ただし、高さにあつては、ヘッドガード等を備えた車で、ヘッドガード等を除いた部分の高さが2.0メートル以下のものについては、2.8メートルを超えるもの

大型特殊自動車に該当  
「大型特殊免許」が必要



### さらに

牽引される車(トレーラ)の車両総重量が750キログラムを超える

「牽引免許」が必要

※必要な免許を取得せず運転すると、無免許運転になります

車両の大きさ等を各メーカー等に確認の上、免許取得については、  
運転免許センター（0852-36-7400）に、保安基準の緩和については、  
島根運輸支局（0852-37-2138）にお問い合わせください。